

見直しの理由

- ✓ 国は、第9期介護保険事業（支援）計画の基本指針（大臣告示）の中で、「認知症の人ができる限り地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができる社会を実現するため、次の1から5までに掲げる柱（※認知症施策推進大綱の5つの柱）に沿って認知症施策を進めることが重要である。」としている。都は、これに沿って計画の構成を**6本の柱**（基本的な考え方+大綱の5本の柱）に整理するとともに、令和5年6月に成立した認知症基本法の趣旨も踏まえて記載する必要がある。
- ✓ そのため、第9期高齢者保健福祉計画について、認知症施策推進大綱の5つの柱に沿った構成に見直しを行う予定であることから、医療計画においても下記のとおり構成を見直す。

現行(第7次)		見直し後(第8次)		大綱
柱①	認知症施策の総合的な推進	柱①	基本的な考え方	—
柱②	認知症の容態に応じた適時・適切な支援の提供	柱②	普及啓発・本人発信支援 (普及啓発・本人発信支援)	1
柱③	認知症の人と家族を支える人材の育成	柱③	予防 (認知症の発症や進行を遅らせるための取組・研究の推進)	2
柱④	認知症の人と家族を支える地域づくり	柱④	医療・ケア・介護サービス・介護者への支援 (早期診断・早期対応、医療提供体制の整備、医療従事者・介護従事者等の認知症対応力向上、認知症ケアの質の向上と意思決定支援の推進、家族介護者の介護負担軽減)	3
柱⑤	認知症の発症や進行を遅らせる取組・研究の推進	柱⑤	認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援・社会参加支援 (認知症バリアフリー及び社会参加支援の推進、認知症の人と家族を支える地域づくりの推進、若年性認知症施策の推進)	4
		柱⑥	認知症の研究の推進 (認知症に関する研究を推進)	5